

平成22年12月10日 開会
平成22年12月22日 閉会
(定例第11回)

南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第77号

平成22年第11回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年11月19日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成22年12月10日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	景 山 浩君
杉 谷 早 苗君	赤 井 廣 昇君
青 砥 日出夫君	細 田 元 教君
石 上 良 夫君	井 田 章 雄君
秦 伊知郎君	亀 尾 共 三君
足 立 喜 義君	

○応招しなかった議員

植 田 均君

平成22年 第11回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成22年12月10日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成22年12月10日 午前11時22分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第84号 南部町役場法勝寺庁舎木質ペレット焚吸収冷温水機設置工事に関する契約の締結について
- 日程第6 議案第85号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第7 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第87号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 南部町公民館条例の一部改正について
- 日程第10 議案第89号 南部町立図書館条例の一部改正について
- 日程第11 議案第90号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第12 議案第91号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第13 議案第92号 南部町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第14 議案第93号 南部町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第15 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第95号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第96号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第97号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第98号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第99号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第100号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第101号 平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第84号 南部町役場法勝寺庁舎木質ペレット焚吸収冷温水機設置工事に関する契約の締結について
- 日程第6 議案第85号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第7 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第87号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 南部町公民館条例の一部改正について
- 日程第10 議案第89号 南部町立図書館条例の一部改正について
- 日程第11 議案第90号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第12 議案第91号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第13 議案第92号 南部町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第14 議案第93号 南部町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第15 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第95号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第96号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第97号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第98号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第99号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第100号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第101号 平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（13名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 板 井 隆君 | 2 番 仲 田 司 朗君 |
| 3 番 雑 賀 敏 之君 | 5 番 景 山 浩君 |
| 6 番 杉 谷 早 苗君 | 7 番 赤 井 廣 昇君 |

8番 青 砥 日出夫君

9番 細 田 元 教君

10番 石 上 良 夫君

11番 井 田 章 雄君

12番 秦 伊知郎君

13番 亀 尾 共 三君

14番 足 立 喜 義君

欠席議員（1名）

4番 植 田 均君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君
書記 ————— 本 田 秀 和君
書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 吉 持 美奈子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政室長 ————— 唯 清 視君
企画政策課長 ——— 長 尾 健 治君 地域振興統括専門員 — 仲 田 憲 史君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ——— 加 藤 晃 君
教育次長 ————— 稲 田 豊 君 病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君
健康福祉課長 ——— 前 田 和 子君 保健対策専門員 ——— 櫃 田 明 美君
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ——— 頼 田 泰 史君
産業課長 ————— 景 山 毅 君 監査委員 ————— 須 山 啓 己君

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 平成22年12月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会から常任委員会の構成を新たにいたしました。従来の総務、民生、経済の3つの常任委員会から、総務経済常任委員会及び民生教育常任委員会の2常任委員会制とし、定例会に提出されました議案を2委員会に付託することになります。従来に増してさらなる委員会での審議の充実によって、町民の皆様の負託にこたえることを期待するものであります。

本定例会におきましては、補正予算案、工事契約締結案件、条例の制定及び一部改正案などを合わせまして18件の御審議を申し上げるものであります。後ほど、町長から諸議案の内容につきまして説明がございしますが、提出されております諸議案に対しまして慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

寒さも一段と厳しさを増してまいりましたが、議員の皆様におかれましては、御自愛の上、御精励賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは議員活動を通じまして町政の推進に御尽瘁をいただいております。厚くお礼を申し上げる次第であります。

国政におきましては、9月7日には尖閣諸島で中国漁船が衝突をするというような事件があり、またその後、ビデオの流出事件、それから、11月1日にはロシアの大統領が北方領土を訪問するというような大変な事件があったわけでございます。また、TPPの交渉参加の表明もあったりいたしまして、大変混乱をしておるということでございますけれども、町内におきましては、大きな事件も事故もなく、順調に町政は推移をしておるということ、まずもって御報告を申し上げたいと思います。

何点か申し上げたいと思いますが、秋の叙勲で谷川の野口昭子さんが保護司として長年の功績が認められまして、瑞宝双光章の叙勲を受章なさっております。また、鴨部の杉本良巳先生が地域文化功労ということで、文部科学大臣賞を。さらに、宮前隣保館長の新井春野さんが隣保館運営事業功労者として、厚生労働大臣表彰を受賞なさったわけでございます。長年の御労苦に国家が認めたということでございまして、心からお喜びを申し上げる次第でございますし、また町民の皆さんとともどもにお喜びを申し上げたい次第でございます。

それから、12月3日には西伯小学校の施設完成を祝う会を行いました。これは平成18年から5年間にわたって取り組んでまいりました西伯小学校の施設整備が一応完成を見たということでございまして、保護者の皆様方にも来ていただき、にぎやかにとり行った次第でございます。

議会の方の、また御協力にも感謝を申し上げる次第でございます。

それから、9月議会以降に発生をいたしました火災がございます。9月14日、宮前二地区で建物火災、9月20日、落合地内で草火災、11月4日、法勝寺地区で建物火災、11月11日、清水川地区でその他火災ということでございましたが、いずれもけが人はなく、初期消火でおさまっておるということでございます。これから火災のシーズンを迎えますので町民の皆様方にも十分注意をしていただきたいと、このようにお願いを申し上げたいと思います。

さて、この間、出生なされた方が9名でございます。それから、お亡くなりになった方が40名ということでございまして、11月末現在の人口が1万1,731人ということで、微減状況が続いているところでございます。それぞれの皆様方の健やかな御成長と、そして、心から成る御冥福を本議場を通じてお祈りを申し上げる次第であります。

本定例会におきましては、18の議案を上程し、後ほど御審議をいただくわけでございますけれども、いずれの議案につきましても町政の推進には欠くことのできないものばかりでございます。どうぞ、慎重御審議をいただきまして、全議案とも御賛同をいただきたいと、このようによろしくお願いを申し上げましてごあいさつにかえたいと思います。

午前11時22分開会

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成22年第11回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名します。

1番、板井隆君、2番、仲田司朗君。

日程第2 会期の決定

○議長（足立 喜義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定しました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（足立 喜義君） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず初めに、議長から報告をいたします。

平成22年11月16日、東京都都道府県会館において、鳥取県自治体代表者会議及び鳥取県地方分権推進連盟と県選出国會議員との意見交換会、並びに県内高規格幹線道路及び境港の早期整備を求める鳥取県県民総決起大会が行われ、その早期実現を求める決議文が採択されました。提案内容、要望書等については、議会事務局に閲覧に供しておりますのでごらんになってください。

続いて、翌日11月17日、NHKホールにおいて開催された、第54回町村議会議長全国大会に出席をいたしました。要望の内容は、1つ、地域主権改革の実現、2つ、町村財政の強化、3つ、議会の機能強化、4つ、監査機能の充実強化など10項目で、全国9地区に分けた地区要望も含め決議されました。特別決議として地域主権改革の実現、町村税財源の充実強化、医療保険制度の抜本的見直し、森林資源の保全の4件の特別決議とともに大会宣言が採択されました。

次に、翌18日に九段会館ホールにおいて、全国過疎地域自立促進連盟総会に出席しましたが、本町は過疎指定を受けておりませんが詳細は事務局に閲覧しておりますのでごらんください。

続いて、先般行いました議会行政調査について、地方行政調査特別委員会委員長、井田章雄君から報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○地方行政調査特別委員会委員長（井田 章雄君） 井田でございます。行政調査報告をいたします。

平成22年10月26日から28日の3日間、兵庫県三田市、京都市御池中学校、奈良県十津川村を調査いたしました。

まず、三田うど振興の取り組みについて、兵庫県三田市に視察訪問いたしました。三田のウドは大正時代に大阪から学校での教材として持ち込まれ、その後、研究会や生産組合がつくられて

栽培が盛んになっていたが、現在では生産者が13名となり、年間の出荷量は3キログラム梱包で4,000から5,000ケースで、出荷の55%が贈答用、25%が直売店パスカル三田、20%が学校給食、市場等であると説明を受けました。

そして、伝統的な栽培法は、霜に遭って枯れたウドの根株を丁寧に掘り出し、わらでつくったウド小屋に伏せ込んで堆肥とわらの発酵熱で暖めて芽出しなんかを行い、2月から3月に収穫され、色はピンクで風味豊かで繊維が少なくやわらかいそうです。しかし、現在の栽培法は、わら不足のため遮光資材を張ったビニールハウス、電熱温床で保温して育てる方向に変わってきているようであります。

そして、今後の課題について説明を受けたわけですが、販売面で幅広い客層への販売を目指して、料理方法等の情報提供の展開。また、ウドを食する人々が比較的高齢であるので若い世代にもアピールしておかなければならない。また、栽培面では伝統的な栽培方法、ウド小屋が少なくなっていて、三田市の農業文化と言ってもよい栽培方法をどのように残し保存していくか、今後の課題であると説明を受けました。

次に、小中一貫教育について、京都市御池中学校に視察訪問いたしました。御池中学校はPFIを活用した複合施設の中にあり、御所南小学校、高倉小学校との3校で小中一貫教育を行っていて、「6-3制」ではなく、「5-4制」を採用し、小学校は5年生で修了し、6年生が小中をつなぐ役割をし、小学校教員と中学校教員が同じ校舎でともに教育実践を行うことは、小学校教育と中学校教育の独自性と連続性を踏まえた一貫性のある指導の実現を見ることができ、このことは特に学びの充実期の目指すところと考えていて、中学校校舎で4学年の教育活動を行うことによりコミュニティーのつながりも幅広く深いものになり、14学区の地域の財産が3校で共有され、子供たちにとっては今まで以上の教育環境で教育効果も上がるものと考えているとのことでございます。

また、小中一貫教育を支える学校運営協議会「けやきプロジェクト」、御所南コミュニティー、スマイル21プラン委員会があり、小中一貫教育を支える組織としてOGT小中一貫教育プロジェクトがあり、学校基盤の推進を図っているとのことでした。

最後に、小中一貫教育にかける意気込みを感じ、地域の子供は地域で育てる、まちづくりは人づくりからという理念のもと、脈々と遂行されていることを感じました。

次に、公共交通対策について、奈良県十津川村に視察訪問いたしました。ここは人口が4,350人ほどの村でございますが、面積が672.4平方キロメートル、このうちの山林が96%を占めてる村でございます。高齢化率も38%、高い高齢化になっております。集落が200余

り点在している中で、営業バスが運行されている国道及び支線4路線を除いて広域な地域で生活している住民は全く交通の便はなく、したがって、スクールバス運行の沿線住民から一般利用の要望が次第に高まり、地域住民のニーズにこたえるべくスクールバスを共用する村営バスとして、自家用自動車による有償運送を開始したのが村営バスの始まりだそうです。

奈良交通と将来のバス路線をいかに確保し維持できるかを2年間にわたり協議を重ね、その結果、国道の幹線は奈良交通バス、支線は一元化して村営バスを運行するよう調整を図り、双方のバスを結合させ、村営バスの運行業務を奈良交通に委託、現在に至っていて、これは十津川方式の過疎路線維持方式で、奈良交通はバス事業者としての使命を果たしていただくため、運行業務とコストダウンに努力をする。村は住民の交通機関を確保するため、国、県に援助をお願いするということで、その結果、奈良交通は幹線のみ運行、奈良交通が運行していた村内4支線を村営バスに吸収しマイクロバス化し、村営バスは国道以外の路線で自由乗降制度導入し、奈良交通と村営バスの競合区間は双方どちらの乗車券でもできるようにし、どちらの回数券、定期券でも利用でき、奈良交通の家族券でも村営バスを利用でき、回数券、家族券については使用した翌月に清算し、定期券については販売した翌月に運行回数等を考慮、案分し、村営バスの収入は全額村の口座に振り込み、要した経費は村が奈良交通へ支払い、村並びに奈良交通が実績経費を明確に把握できる会計帳簿を備える。そして、乗務員については奈良交通の社員としての身分を与え、村内出身者で村内定住者を雇用する。また、労働条件はこの地域の運行に適したものとするという条件で運営してるということをごさいました。

また、村営バスの赤字は1億5,000万円と多額となっているのが村営バス廃止をすれば、その地域は全く火が消えたように活気がなくなっていくことは目に見えており、これからも村民の交通機関を確保するため、安全第一に住民に親しまれる交通機関として存続するために頑張っていきたいと説明を受けました。

最後に、今回の行政調査は、いずれも今後の課題に対応する意義ある行政調査でありました。

本行政調査には、教育委員会から2名の同行があり、これは小中一貫教育について京都市御池中学校に視察訪問したときでございます。総勢18名、議員2名欠員で調査を行ったわけですが、それぞれの立場で今後の南部町施策に活用されますことを念じて、別紙のとおり所管常任委員会から調査報告書を取りまとめまして、本行政調査の報告といたします。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 以上で、議会行政調査についての報告を終わります。

続いて、議員研修の報告を受けます。

杉谷早苗君より、鳥取県町村議会女性議員研修会の報告を願います。

6 番、杉谷早苗君。

○議員（6 番 杉谷 早苗君） 6 番、杉谷です。平成 22 年 11 月 2 日、湯梨浜町の国民宿舎水明荘において開催されました鳥取県町村議会女性議員研修会に出席いたしましたので、その概要を報告いたします。

初めに、鳥取大学地域学部地域教育学科の奥野隆一教授に、保育制度の現状と自治体の保育政策への提言として、新システム基本制度案要綱について研修いたしました。これはあすの安心と成長のための緊急経済対策、平成 21 年 12 月 8 日閣議決定に基づきされたもので、幼保一元化を含む新たな次世代支援のための包括的一元的なシステムの構築について検討を行うため、子ども・子育て新システム検討会議が開催され、平成 25 年度からの実施を目指して進められていることについての御講演でした。この子ども・子育てシステムこども園は、市町村の保育実施義務は残らないとのことで 3 歳児から 4 時間の教育を中心とし、4 時間以上は保育となります。そして、保育、すなわち託児というものなので、所得により保育が異なってくることなど、これらに含まれる多くの問題点が懸念されるとの御指摘がありました。都会での待機児対策解消に目が向き、地方には配慮が少ないなど厳しい御発言もあり、会場の女性議員は一時騒然となりました。多くの課題を含むこども園と思われますので、今後の議論を注視していかなければいけないと思いました。

次に、地方財政検討会議の審議状況について、鳥取県町村議会議長会の長谷俊一次長より、資料での説明をいただきました。これらの資料はすべて閲覧に供してありますので、ごらんになってください。

また、その中に各町村での議会に提出されます議案説明資料、これはインフルエンザワクチンに関する項目の部分がつづってありました。ある議員が要望されたとのことで、この中を見ても町村によりこんなにも差があるものなのかと思いました。その中でも我が南部町のものが一番詳しく記載され、そして、見やすく整理されております。私が自慢すべきことではありませんが、誇らしくうれしく思いました。これは日ごろからの行政の御努力のたまものでございます。今後も正確で見やすい資料の提供をお願いいたします。そして、皆様もぜひごらんになってください。以上で報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） 次に、景山浩君から、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所における議員研修について報告を願います。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 5 番、景山でございます。研修受講の報告をいたします。

去る10月19日から22日の4日間、滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所で行われた町村議会議員特別研修、地方自治基本コースに井田章雄議員と私、景山の2人で参加させていただきましたので、その研修内容について御報告をいたします。

1日目の午前中は、総務省自治行政局行政課長の安田氏より、地域主権改革の現状と今後の方向性と題し、地方分権推進についてのお話がありました。地方分権推進の流れは平成5年の地方分権の推進に関する決議以来、平成7年の地方分権推進法の成立、平成11年の地方分権一括法の成立、そして、平成18年の地方分権改革推進法の成立へと進み、平成21年には地域のことは地域に住む住民が決める地域主権を早期に確立する観点から、地域主権に資する改革に関する施策を検討し実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に地域主権戦略会議が設置され、総理を議長、片山内閣府特命担当大臣を副議長として、7回の会議が開かれております。

地域主権改革関連三法の概要についてのお話では、地域主権改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案についての説明がありました。特に地方自治法の一部改正の中身としては、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲の拡大、行政機関等の共同設置、税務事務組合の廃止等が。直接請求制度の改正については、直接請求代表者の資格制限の創設、署名に関する罰則の追加についての説明がありました。この中で行政機関等の共同設置については、現在、小規模の市町村には専門担当者が不在なため、特にソフトウェア、システムに関する支出が多額になっているという大きな問題を抱えており、共同設置を実施することでこのような問題が解消できるのではないだろうかという問題提起がなされました。また、地域主権改革の中で議会のあり方の見直しがされ、住民の意見を行政運営に反映させる観点から、多様な層から幅広い住民が議会の議員に選ばれるよう方策の検討がなされているとのことでした。

初日の午後には、関西学院大学教授の石原氏より、自治体内部統制体制の整備と監査制度のあり方と題して、地方公共団体を取り巻く環境の変化、地方公共団体の行政組織運営の現状と課題、内部統制とは。内部統制の整備、運用に向けて、内部統制の整備、運用のイメージ、留意点、今後の課題等について講義がありました。その中でも主なものは、監査制度のあり方であり、ミスや不正を予防し、発見し、修正することが内部統制であり、法令順守主義に基づいて実施されなければならない。行政の目的達成のためには、最少の経費で最大の効果を目指さなければならない。知識や技能の不足から前例踏襲主義に陥って改革にブレーキをかけるようなことがあっては

ならない。また、議会としても自治体の職員の住民からの信頼感を損なわせるような発言は慎まなければならない。なぜならば、財政的に困難な状況に置かれるこれからの行政運営は、従来の富の分配型の行政運営ではなく、痛みと負担の分配を行うという行政運営になる。これの旗振り役が役場であり、実行者が自治体職員である以上、職員に対する信頼感がなければ今後の行政運営はできないからであるといったお話が非常に印象に残りました。

2日目の午前中は、総務省自治行政局地域政策課長、原田氏より、緑の分権改革、地域力創造施策について。滋賀県東近江市企画部、緑の分権改革課長、野村氏より、緑の分権改革の先進事例紹介という2こまの講義がございました。

緑の分権改革とは、地域主権を最大活用し、地域の活性化、きずなの再生を図り、中央集権型の社会構造、分散自立、地産地消、低炭素化としていくことにより、地域の持久力と創富力、これは富を生み出す力と書きますが、これを高める地域主権型社会の構築を目指すものであり、地域主権戦略大綱にその推進が定められております。エネルギー分野、農林水産分野、観光分野に分けてその取り組みの詳細な説明がありました。

そして、人、物、金の地域循環の仕組みづくりを地域主権で実行することを目指して成果を上げておられる東近江市の成功事例発表では、資源循環の地域モデルである菜の花エコプロジェクト、太陽光を利用した市民趣旨の共同発電事業である東近江モデル、環境系NPOやまちづくり協議会、市等が連携し、地域資源を生かしたほんまもん体験活動や農家民泊、農家レストランを実施する東近江ハンドシェイク協議会等々、そのほかにも多くの取り組みが紹介されました。

同日の午後には、前愛知県高山市長の森氏より、持続可能な自治体経営のあり方と題した講義がございました。自治体の行財政改革を進めてこられた当事者として、自治体が維持できないとはどのようなイメージを持つのか。自治体が維持できなくなることはないが、限りなく住民の負担が増大し、サービスが低下することであり、これは絶対にあってはならない。例えば、介護保険の保険料を下げるとは、サービスを下げることないしは税の導入をふやすことであり、どちらも高サービスを求める民意に反する。それでは、これをどのようにして解決するかといえば、施設介護ではなく在宅介護を充実させることしかない。今後、持続可能な自治体であるためには、担税能力、自主財源、住民力、自治体職員の高い能力のどれか1つが欠けても難しいというお話がございました。

3日目と4日目には、自治体財政の健全化と題して、関西学院大学教授の小西氏の講義と課題演習、財政健全化計画を策定し、財政再建に取り組んでおられます北海道赤平市企画財政課長の伊藤氏による事例発表がございました。

小西氏の講義では、地方公共団体の財政の健全化に対する法律の内容説明、地方分権改革の道筋、地方分権を実感する地方公営企業法の一部改正や、地方債同意基準等の義務づけの見直し、税源移譲に結びつく補助金改革のイメージとして、メインテーマである自治体財政分析の考え方のお話がありました。財政面では、決算カードにより自治体の市町村の財政状況の見方を学び、最終日の演習では、参加者の市町村の指標が一覧で示され、そこに講評が加えられました。

当南部町の状況については、実質公債比率、将来負担比率の両比率とも健全化基準を下回ってはいるものの、この状態が決してよい状態であるとは言えない。そして、財政力が非常に脆弱で経常収支比率も高いことから、今の難しい状況から抜け出すのに相当な期間を要するということが読み取れるとのことでありました。

そして、講義の最後に、現在の国の財政状況は財政破綻を起こした夕張市よりさらに悪い状況であり、信用不安を起こしたギリシャと比べてもかなり悪いので、将来の増税は既に国家信用の担保に入ってしまったのではないだろうか。日本で信用不安が起きないのは、国民がある程度金融資産を持っており、なおかつヨーロッパの国のように海外に出ても日本語が通じ、国内にいるのと同様な生活ができる国や地域がないため、国民は逃げないだろうという特異な前提条件のもとで成り立っている。これが地方自治体であれば、夕張のように住民は税金が安く、サービスのレベルの高い自治体に簡単に移動してしまうので、今後、地方交付税が減額になった際には、人間確保、人口確保のための地方自治体間競争が起こるであろう。その競争に対応していくためにも財政健全化への取り組みは待ったなしであるというお話が非常に脳裏に残りました。

全講義を通じて地域主権や地方分権とは、国から地方公共団体への権限や財源の移譲はあるものの、最終的には地域の自立とワンセットになっており、それを支援するために緑の分権改革という施策が用意され、自立できない財政状態の地方公共団体を出さないために、財政健全化法が定められているということが非常によく理解できました。この一連の流れは後戻りできず、ある意味財政力の弱い地方にとっては非常に怖いものではありませんが、これからの取り組み次第では、より活性化した住民にとって住みよい町をつくる原動力ともなるとの認識で、議会や議員個々も積極的に強い自治体づくりに取り組んでいかなければならないとの思いを強く持った研修でございました。以上、報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） 次に、同じく議員研修について板井隆君から報告を求めます。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。先ほど景山議員からの報告もありましたが、滋賀県大津市にありますジャイアムで平成 22 年 11 月 9 日から 12 日の 4 日間、市町村議会特

別研修、私は社会保障・社会福祉コースの参加をさせていただきました。この研修の内容について報告をさせていただきます。

研修のテーマは高齢化が進展する中、医療、介護保険制度について将来にわたって持続可能なものとするために、市町村がこれからすべきことということでテーマを持ち、4日間の研修を受けております。国の政策ありきでなく、地方で何ができるのか、地域での解決方法がないかを探っていくための研修会でもありました。参加議員は63名、北は青森市から南は宮崎県都城市、全国51市町村からの参加がありました。鳥取県からは南部町、私以外に若桜町、琴浦町の議員の方1名ずつ参加もありました。

研修の内容については、まず初日ですけれど、早稲田大学の人間科学研究学術院教授、植村尚史先生から社会保障の現状と課題、また社会保障の将来展望ということで話がありました。また、同日には地域の人口を考えるとという観点から、早稲田大学教授、阿藤誠先生の話がありました。

2日目ですが、日本福祉大学教授、平野隆之先生より、地域福祉の政策的、実践的課題と題して講演がありました。また、障がい保健福祉施策の現状と課題について、国立障がい者リハビリテーションセンター研究所、玉川淳先生から話がございました。また、介護保険の現在と展望について、上智大学の増田雅暢先生から。

3日目ですけれど、子育て支援策の歴史的展望と今後の方向性ということで、埼玉県立大学教授の福田先生からお話がありました。また、医療制度改革と国民健康保険の展望について、大正大学教授、新田秀樹先生からの話もありました。また、超高齢化社会に向けた医療、福祉システムの課題と自治体の役割について、東京大学高齢社会総合研究機構、辻哲夫先生から話を受けております。

また、最終日ですが、4日目になります。地域医療の確保に関する課題ということで、九州大学医学部研修研究員医療経営管理学専門職大学院教授、尾形裕也先生からの話を受けております。

私もこの社会保障につきましては、2年間の議会の中で正直余り勉強していなかったということで、この4日間で大変勉強になったところがありますけれど、きょうの報告に対し、いろいろ考えてたんですけど、なかなか勉強不足があってまとめ切れなかったというところから、私が特に関心を持った2つの講義について少し報告をさせていただければと思います。

まず、最初に、1日目にありました社会保障の現状と課題、社会保障の将来の展望について、早稲田大学の植村教授からお話がありました。安心の老後とはということで、法的な社会保障を目指すのは豊かな老後ではなく、安心の老後が必要だということ。そして、安心の老後というのは食べるのに困らない、いざというときに何とかなることが安心の老後である。また、社会保

障は、いざというときに本当に頼りになるのかということが話の中に上がってまいりました。平成19年度の社会保障に対します給付額は、年金、医療、福祉、その他を合わせまして9兆4,305億円との報告があり、国民所得の4分の1が社会保障で再配分されていくことになるということ話をされました。人口の高齢化、医療費も高齢化によって増大する。介護費用も介護保険導入後、急増している。高齢化率を比較すれば、日本は低福祉、低負担型であるとも言っておられました。今後の将来展望として、医療と介護の共同体への動き、病院と施設を一体的に経営して、生活の場を提供することが医療と福祉の複合体。在宅療養を支える医療と介護サービスを総合的に提供し、生活を支える役割を果たすのが医療と福祉の共同体ということで、これからこういったことをどんどん進めていかなければならないというような話をしておられたのが印象に残っております。

次に、3日目になりますが、超高齢化社会に向けた医療、福祉システムの課題と自治体の役割ということで、東京大学の辻哲夫先生がお話をされました。少子高齢化や医療の高度化によって、人口高齢化率の上がっている現在、医療システムの課題と対策として医療システム、生活習慣病の発症、重症化予防、生活習慣の改善、運動習慣の徹底、食生活の改善、私は言いにくいんですが禁煙ということ最後に大きく言われました。それと、推進体制の構築、医療保険者健康保健指導の徹底、実施結果に基づくデータの管理が必要だと述べられました。また、町村としては、健康づくりの普及、啓発、がん検診の実施、もちろん南部町やっているんですけど、やはり受診率を上げていくと、そういったためにはどうしたらいいかということをやったり考えていかなきゃいけないということを言っておられました。また、福祉システムとしては介護予防の推進、地域ケア体制の整備ということで、これから少子化、また後期高齢化に伴い、自治体としてやっていかなきゃいけない部分を話をされておられます。そのほかにそれぞれ話がありまして、まだまだ私も先ほど当初申し上げましたとおり勉強不足もあり、もう少しいろいろと勉強してからまたこのことについて話もさせていただければと、機会があればというふうに思っております。

そして、最後に、出席者63名の議員を7班に分けて、各市町村がその中から1つの町を選んで今後のその町のあり方について話をしました。私は、南部町ほか、あと6の市町の議員さんがおられまして、私は、西伯病院等、そういった公的な施設もあるので、ぜひ南部町について皆さんの意見を聞かせていただき、課題について話をさせていただければということでお願いをして、最後の日に発表もさせていただきました。その部分について、少しだけ最後に話をさせていただければと思います。

南部町の方で準備していただきました資料の中で、総人口の人口推計というものがございます。

21年度ですけれど、約1万1,800人の人口が10年後、平成32年には1万900人、そして、その10年後、平成42年には9,900人になるという推計が出ております。そのうち65歳以上の人口ですが、平成32年には35.0、そのうちの高齢化75歳以上の割合が17.8%と出ております。そして、その10年後、42年には高齢化率については35.9と0.9しか上がっておりませんが、その中でも後期高齢の比率、これが22.6%になるということで、75歳以上の高齢者の方がどんとふえていくというような状況になっております。そういった中でいけば、これから医療、また保険に対する支出も町としてもどんどんふえていくのではないかなど、後期医療とかがふえてくれば、やはりふえていくんだらうというふうにも感じたところで、そして、課題として南部町の10年後、20年後の医療、介護保険制度に関して想定される課題ということで、まず一つありました。

まず、自主財源の確保が難しいということです。先ほど景山議員の話の中にありましたけれど、財政力指数がやはり非常に低いというところから自主財源の確保が難しいゆえに、医療、介護保険事業の健全化運営が困難になるのではないかなというふうな話がありました。

そして、次に、南部町において、医療、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものにするためには、これからどのようなものを実施すべきかということでした。これに対しては期間中、講演が終わってからそれぞれ2時間ずつぐらい各班に分かれて話をしました。町のホームページ、それから、西伯病院のホームページ等々をそれぞれの皆さんに見ていただきまして町の概要を説明し、私の説明不足もあったと思うんですが、そういった中からそれぞれ皆さん方の意見を少しだけ言わせてやってください。

公立病院の健全のため、診療科目の見直し、医療と介護の複合施設を充実しなくてはいけない。また、予防医療充実のため、地域包括支援センターを中心として各種団体との連携を強化しなければならない。地域振興協議会を活用し、地域の見守り体制を確立をしなければならない。例えば大津市では、同じ班になりました大津市の議員さんが言っておられました、具体的な一例として特に健康診断の受診率を高くするためだったんですけれど、健康増進の啓発活動として1年間無健診の住民の人に対して奨励制度などを設けているというふうな話があり、特に大津市につきましては、この保健医療に対しましては非常に力を入れておられるということも話がございました。

そして、最後に、国に対する医療、介護保険制度の設計や改正に関する意見要望と、これは南部町に限ったことではないと思うんですけれど、医療保険の財政安定化のため広域化、都道府県単位が必要であると思う。診療報酬の弾力化が必要であると思う。財源確保のために目的税化

が必要であると思う。これは消費税のことなんですけれど。また、医療の確保について、特に地方については厳しい状況ですので支援を考えてほしいということで、国に対する要望事項をこういったことを進めていけば長期的な視野で見えていけるんじゃないかというような話でまとまりました。

以上、4日間の研修について報告をさせていただきます。終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で、板井隆君からの報告を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時ちょうどです。

午後0時13分休憩

午後1時02分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をいたします。

日程第5 議案第84号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第84号、南部町役場法勝寺庁舎木質ペレット焚吸収冷温水機設置工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第84号、南部町役場法勝寺庁舎木質ペレット焚吸収冷温水機設置工事に関する契約の締結について。

南部町役場法勝寺庁舎木質ペレット焚吸収冷温水機設置工事に関する契約を締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

1、契約の目的、南部町役場法勝寺庁舎木質ペレット焚吸収冷温水機設置工事。2、契約の金額、9,366万円。3、契約の相手方、鳥取県米子市和田町2038番地5、曾我工業株式会社、代表取締役社長、松谷信男。

本議案でございますが、これは去る12月の2日に行いました指名競争入札によりまして落札した業者と契約を締結するために、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

ちなみに、工事の指名に当たりましては、西部地区の管工事A級業者10社を指名して行ったものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点か3点お聞きしますので、よろしくお願いします。

この84号なんですけども、全協でも以前説明があったんですけども、1つは恐らくCO₂、いわゆる環境のことに基づいて国もエネルギーの変革ということで言ってるというぐあいなんですけども、このことについて聞くんですけども、一つ、今ボイラーでやっておるのを木質ペレットにかえるということなんですけども、このボイラーの設備ですね、これについての耐用年数というのとは違うんでしょうか。ボイラー式と木質ペレットというものがどのようなことなのか。ちなみに、このボイラーが設置されて今年年ぐらいたってるかということがこの1点と、それから、ボイラーの重油ですか、これと、それから木質のことのいわゆるエネルギー源になるものですね、これのコスト的にはどちらがどうなのかということ、この2つとですね、それから、閲覧書が出ておるんですけども、工事の請負契約の件についてなんですけども、指名は管工事で先ほど副町長から10社A級でということだったんですけども、ほかにもA級が、いわゆる10社だけでしょうか、指名願で、それ以外もあったでしょうか。もし、あったとすれば、この10社になったということは、つまりほかに仮にですよ、13、15あったけども、10社しかお手挙げというか、参加がなかったのかどうなのか、この点についてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。3点御質問いただきました。お答えいたします。

まず、耐用年数であります、現在建築を予定しております、整備を予定しております木質だけのペレットであります、ペレットの設備であります、これは耐用年数は15年というふうに想定されております。ちなみに、現在稼動しております冷温水機でございますけども、これにつきましては昭和58年建築というふうに認識しております、27年たっております。耐用年数20年と認識しておりますので、その後も機嫌をとりながら使い続けておるという状況であります。

それから、燃料代についてのお尋ねでございます、燃料代につきましては木質ペレットを使いますと現行の価格では若干木質ペレットの方が少し高くなります。ただ、昨年でございましたか、油の価格が急騰した折には木質の方が安くなるというような状態でございますので、今後の推移については未確定でございますということです。

次に、今回入札しました10社につきましてですけども、西部地区の管工事A級ということで

10社ということで選定をいたしましたものでございます。（発言する者あり）その件につきましては、西部に10社しか該当の企業さんがなかったということでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきました。もうあと1点追加で聞くんですが、木質ペレットの方が金額の差はわかりませんが、高つくということなんですけども、安定供給という面からいってもこれは何でしょうか、安心できるということでしょうか、その点について再度聞きます。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。供給につきましては、特に安定供給ということで考えております。西部総合事務所にも現在木質ペレットの同種の設備が既に数年前に配置されておりますし、今後の動向でも需要はふえていくというふうに見込んでおりますので、燃料の安定供給については今後とも見込めるというふうにご考えておるところです。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありますか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 1点だけお尋ねしたいと思います。ここに契約の金額が9,366万円という形で落札した金額が出ておるわけですが、これは予定価格の出されたものの何%で落札したものでか、お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。お尋ねの件でございますが、予定価格の93.99%でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論を終わります。

議案第84号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 8 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 6、議案第 8 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。資料としましては議案書議案と、それから改正条例の新旧対照表もあわせてごらんいただきたいというふうに思います。

議案第 8 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について。

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務のうち、ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業実施の連絡調整並びに広域的活動計画に基づく事業の実施に関する事務を広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務に改め、並びに広域観光の開発及び振興に関する事務を廃止をし、並びに次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この議案につきましては、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成 2 2 年 3 月 3 1 日をもって廃止をされ、ふるさと市町村圏計画の取り扱いについて関係市町村の自主的協議によるところになりました。これによりまして、鳥取県西部広域行政管理組合において関係市町村との協議の上、ふるさと市町村圏計画及びふるさと振興基金を廃止をし、これにあわせて広域観光の開発及び振興に関する共同処理事務について廃止をすることになりました。これらのことに伴いまして、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更を行うために議会の議決をお願いをいたすものでございます。

内容でございますけれども、新旧対照表をごらんいただいた方がわかりやすいというふうに思います。この基金を廃止にすることによりまして、第 4 章の基金の項目についてはすべて削除するという内容でございます。そのことによりまして、財務が第 5 章にうたってありましたが、廃止をすることによって削除をするわけで、財務の項目を第 4 章に繰り上げるという内容のものでございます。

それから、別表は次のように改めるということございまして、「広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。」ということに改めるものでございます。

それから、広域観光の開発及び振興に関することにつきましても削除をするということで、あ

とは条文の繰り上げをしながら整備をする内容でございます。

附則でございます。この規約は、平成23年3月31日から施行するという内容のものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ようわからんでちょっと教えてくださいね。今、副町長からの説明でありますと第4章がなくなって、第5章の財務が第4章に繰り上げというんですか、上がっていくところなんですけども、ここで聞くんですけども、第4章の基金、旧規約でいくと、そうするとここにあるのは町村が出資しているわけだと思うんですよ。そうすると、この基金はその規則、この第4章がなくなるということになりますと、この出資金の扱いというのはどういうぐあいになるんでしょうか。そのことについて教えてください。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。お答えします。基金につきましては、各広域行政管理組合に所属します市町村の協議等を経まして、各構成市町村の方に返還をするということになっております。（「金額」と呼ぶ者あり）金額であります。あくまで予定でございますが、全体で10億の基金がございまして、南部町の拠出分は4,989万8,000円、これに運用益がついておりますので180万4,451円ありますので、合計金額5,170万2,451円、これが現在本町に返還していただく予定の金額でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ありがとうございます。ちょっと聞くんですけど、いわゆる原資、出資して4,989万何がしということで、それで180万というのは普通でいうと預託しとった、出しとった分の利息みたいなというぐあいに認識していいのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） この文章の中に広域観光の開発及び振興に関する事務を廃止するというふうにあります。具体的には広域観光というのはどのようなことをなされていたのでしょうか。そして、これを廃止することによって町にはどのような影響があるというふうにかえたらよろしいのでしょうか。その点、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。広域観光につきましては、従来、西部広域行政管理組合の方で行ってこられたものに圏域内の観光振興や観光客の増加を目的とした観光資源の開発や、新たな観光ルートの設定などを実施、あるいはその活動を支援するものということで、具体的には雑誌に鳥取県の西部から島根県の東部のエリアを観光スポットとして掲載したり、観光パンフレットを作成したりというような事業を今まで取り組んでいただいております。これが最後に雑誌掲載、パンフレットがなされたのが平成17年が最後でございましたので、特に現在は本町の方にこの後大きな影響があるというふうには考えにくいところでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論を終わります。

これより、議案第85号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてを採決いたします。

議案第85号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 から 日程第22 議案第101号

○議長（足立 喜義君） お諮りいたします。この際、日程第7、議案第86号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、日程第22、議案第101号、平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）までを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第86号から日程第22、議案第101号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第 8 6 号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、平成 2 2 年の人事院勧告に伴いまして、一般職の職員の給与制度を改定をいたすものでございます。

主な改正内容でございますが、まず 1 点目は、中高年層の職員の、これは主に 4 0 歳代以上の職員になりますけれども、給与月額を平均 0. 1 %引き下げるものでございます。

2 点目といたしましては、5 5 歳以上の職員で 6 級の者の給与を 1. 5 %減額をいたす内容でございます。

3 点目でございますが、これは 2 3 年度以降支給分の期末勤勉手当の月数を変更するものでございます。この期末勤勉手当の月数の変更については、総月数は変わりませんけれども、6 月の支給分と 1 2 月の支給分の割合が変わるということでございます。新旧対照表の 3 ページをごらんいただきたいと思っております。期末手当の項の 2 項で、手当の額の基礎額について 6 月分に支給する場合には、旧条例では 1 0 0 分の 1 2 5 月、これが 1 0 0 分の 1 2 2. 5 月に下がりまして、逆に 1 2 月に支給する部分につきまして、1 0 0 分の 1 3 5 を乗ずる額でございますが、これが 1 0 0 分の 1 3 7. 5 を乗ずる額に変更になるものでございます。以上の改正に伴いまして必要な条文の整備を行うものでございます。また、あわせまして特別職の職員の期末勤勉手当につきまして、2 3 年度以降に支給する期末手当の月数もあわせて変更する内容でございます。

この条例の施行日は、平成 2 3 年 1 月 1 日といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第 8 7 号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

次のとおり公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、東西町コミュニティセンター、上長田、東長田地区集会施設及び介護予防拠点施設交流会館を指定管理者が管理できるよう、各施設管理条例の改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行するということでございます。

内容につきましては、この整備をする条例で3つの施設を一括改正する内容にいたしております。今まで指定管理にするという条項がなかったわけございまして、それぞれの施設についてその字句を挿入をいたす内容でございます。

この整備に関する条例でございます。まず、1点目は、南部町立東西町コミュニティセンター条例の一部改正ということ掲げておりますし、それから、2つ目の条例では、南部町立上長田、東長田地区集会施設条例の一部改正でございます。それから、3点目、これは南部町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例で、それぞれの項目を挿入をいたすということでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして、第88号、南部町公民館条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町公民館条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、天萬庁舎の改修工事によりまして新たに完成したホール、和室及び会議室の施設を公民館の施設とするため、所要の整備を図るため、これに伴いましてあいみ分館を廃止するための改正を行うためと、並びに公民館の管理を指定管理に行わせることができるような必要な整備を行うための改正でございます。

この条例の施行日は、公布の日からいたしておるものでございます。

次に、議案第89号でございます。議案第89号、南部町立図書館条例の一部改正について。

次のとおり南部町立図書館条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

本議案につきましては天萬庁舎改修工事により、新たに完成した図書館の名称及び法勝寺にあります図書館の名称をそれぞれ天萬図書館、法勝寺図書館と変更するための条例を改正をいたすものでございます。

この条例の施行日は、平成23年1月1日からいたしております。

続きまして、議案第90号、南部町特別会計条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては平成23年度から老人医療に係る経費の歳入歳出を一般会計に移行し、老人医療特別会計を廃止をするために改正をするものでございます。老人医療特別会計につきましては法律の改正によりまして、平成20年度から老人保健制度から後期高齢者医療制度を移行をされたことにより、この制度の開始から3年間は特別会計を維持するよう、法律で規定されて

いました。このたび平成22年度で法律の規定する年数が満了することから、老人医療特別会計を廃止をいたすものでございます。

この条例の施行日は、23年の4月1日からといたしております。

なお、附則において経過措置として老人保健特別会計の平成22年度の収入及び支出並びに決算については、これまでどおり取り扱いをするよう、規定をいたしておる内容でございます。

続きまして、議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案は、平成23年度から県が特別医療制度を改正をすることに伴いまして、町の特別医療制度の変更をするための条例改正をいたすものでございます。

改正点といたしましては、小児医療について小学校就学前までを中学校卒業までに拡大をする内容でございます。

2つ目は、障がい者で特別医療の対象となる人の所得の基準月を6月としていたものを7月に改める内容でございます。

3点目は、中国残留邦人で支援給付を受けている者を対象外とすると、その3点が改正の主な内容でございます。

この条例の施行日は、23年4月1日といたしております。ただし、第2条の規定については、公布の日から施行し、鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の施行の日から適用することといたしております。この施行の日は、平成22年の10月15日からということでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、第92号でございます。南部町福祉医療費助成条例の一部改正について。

次のとおり南部町福祉医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、平成23年度から特別医療制度を改正することに伴いまして、町独自に実施している福祉医療制度の変更をするため、条例改正をいたすものでございます。

内容は、先ほど言った内容でございますが、小児医療については特別医療制度において中学校卒業まで拡大されることに伴い、福祉医療制度における助成を廃止をいたす内容でございます。

2点目は、障がい者で特別医療の対象とならない人で、福祉医療の対象となる人の所得の基準月を6月としていたものを7月に改める。

3点目は、中国残留邦人で支援給付を受けている者を対象外とするとの3点でございます。

この条例の施行日は、23年4月1日といたしております。ただし、第2条の規定により、公布の日から施行し、鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の施行日、これは平成22年の10月15日でございますが、その日から適用することといたしております。

続きまして、議案第93号、南部町福祉事務所設置条例の制定について。

次のとおり南部町福祉事務所設置条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

本議案につきましては、社会福祉法の規定により、南部町において生活保護、児童福祉法、その他同法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているものを処理をすること及び町長が社会福祉に関する事務として必要と認める事務を処理するため、平成23年度から設置をする福祉事務所について、同法第14条第3項の規定によりまして、条例を制定をいたすものでございます。

この条例の施行日は、平成23年4月1日といたしております。

議案の方を見ていただきたいと思っております。福祉事務所の設置条例。第1条には、設置をすることの規定でございます。第2条に、名称及び位置ということで南部町福祉事務所、位置は南部町倭482番地。所管事務でございますが、そこに書かれておる内容でございます。職員の定数等でございますが、これは南部町職員定数条例によりまして、職員数に含むということで必要な所員を置くという内容を規定をいたしております。

続きまして、第94号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例、議案は、森林公園、交流会館、南部町公民館さいはく分館、東西町コミュニティセンター及び両長田ふれあい会館の各施設について、指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

各施設の指定管理者及び指定の期間は、議案書に記載のとおりでございます。すべての施設が指名指定により、管理をお願いをいたすものでございます。これに先立ちまして、指定管理候補者選定委員会は11月の8日、11日にそれぞれ開催をしまして、それぞれの施設について御審査をいただきました。結果、指定管理候補者として承認をいただいております。以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第95号、平成22年度南部町の一般

会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

議案第95号

平成22年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成22年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,628,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年12月10日

南部町長 坂本 昭文

平成22年12月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

11ページの方に移ります。まず、歳出の方からの説明になります。議会費でございます。11万1,000円の減額をして、7,306万8,000円にしております。これは先月に11月の臨時議会で可決いただきました一般職の12月支給期末手当を1.5カ月から1.35カ月に引き下げ、勤勉手当を0.7月から0.6月に引き下げ、年間の支給月数を4.15月から3.95月に引き下げるもの及び本議会において提案しております給料表の平均0.1%の引き下げに伴うものでございます。以下、出てくると思いますが、特別職におきましては、12月支給期末手当を1.65から1.5月に引き下げるものに伴うものでございます。以下、人件費につきましては同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次ページの方をお願いします。同じく総務費の4目のCATV管理費でございます。これは猪小路、宮前地区に移転がありまして、その費用ということにしております。

その下の7目財産管理費です。一番下のところに備品購入費上げておりますけれども、パソコンの購入費とプリンターの購入を上げております。これは今パソコンの予備が1つもございません。そのためにパソコン10台を確保するものでございます。それから、プリンターの購入につきましては、税務課、ひまわり保育園で購入をするものでございます。

13ページに移ります。12目さくら基金費50万増額をしておりますが、これは寄附者が当初100名を見込んでおりましたが、200名に増額をするものでございます。

16目企画費でございます。西部広域行政管理組合負担金59万3,000円でございますが、これはエコスラグセンター2号炉補修工事に伴う負担金の増となっております。地方バス維持補助金62万3,000円でございます。これは乗車密度の減少に伴いましてバス会社への補助金がふえたというものでございます。南部広域シルバー人材センター補助金105万の減としております。これは補助金交付の基礎単価が下がったために減額となっております。定住促進奨励金並びに住宅用太陽光発電システム補助金につきましては、それぞれ実績が増になっておりますので、195万6,000円並びに300万を増額をさせていただいております。

17目地域自治振興費でございます。48万6,000円を上げております。これは長寿社会づくりソフト事業補助金として48万6,000円を上げておりますが、これは天津振興協議会が史跡や伝統文化を冊子にまとめ後世に伝える取り組みをされております。それに対する補助としております。

諸費でございますが、いずれも21年の精算処理ということで481万9,000円を上げております。

14ページに移ります。2款の総務費、1目税務総務費でございます。18節備品購入費ということで軽自動車の購入を予定をしております。これは平成10年初年度登録車の買いかえということで、中古車に買いかえるものでございます。

続きまして、15ページに移ります。2款の選挙費の関係でございますが、21万4,000円を減額をしております。これは国会議員の選挙時の執行経費基準に関する法律の一部が改正になっておりまして、それに伴うものでございます。

16ページに移ります。民生費の社会福祉総務費でございます。13の委託料、生活保護システム導入委託で575万3,000円を計上しております。これは福祉事務所設置準備のため、システムの導入を図るものでございます。28の繰出金でございます。285万7,000円計上しております。実績による変更申請により増額を見込むものでございます。

2目の障がい者福祉費でございます。13委託料、障がい者福祉総合システム導入委託として131万7,000円を上げております。それから、備品購入で障がい者福祉総合システムのパソコン購入ということで371万1,000円を上げておりますが、福祉事務所の設置に当たり、県から事務移管がございます。効率化を図るためこのシステムを導入するものでございます。20節の扶助費でございます。身体障がい者日常生活用具助成287万円、身体障がい者自立支援

介護給付助成 3,040万7,000円。これは4月に法改正がございまして、その関係で実績が伸びたためでございます。

4目の高齢者福祉費でございます。南部箕蚊屋広域連合負担金1,744万9,000円を上げておりますが、これは介護保険システム導入による負担金の増となっております。

17ページに移ります。4目のひとり親家庭福祉費でございますが、委託料で児童扶養手当システム導入委託として75万6,000円、備品購入でその関係のパソコン購入で171万3,000円上げておりますが、福祉事務所設置に当たり、児童扶養手当のシステム導入を行うものでございます。

下段になります。保育園費の備品購入費319万1,000円を上げておりますが、ここには2つの要素がございます。1つは、新型インフル対策で空気清浄機を設置をしておりますが、その請負差額が減額となっております。これは65万円の減額でございます。それから、新しく地域子育て創生事業で、保育園で行われる子育て支援行事のための必要な備品を購入するものでございます。これは384万1,000円となっております。その差し引きが319万1,000円ということでございます。これはいずれも10分の10の事業ということでございます。

18ページに移ります。4款衛生費の2目予防費でございます。子宮頸がんワクチン接種助成ということで180万円上げております。

19ページに移ります。衛生費で、1目の上水道費でございますが、757万7,000円、水道事業補助金としております。これは給水収益の減による営業補助ということでございます。

20ページに移ります。5款の農林水産業費、5目農業振興費でございます。19節の負担金補助及び交付金、チャレンジプラン支援事業補助金が1,164万6,000円減額をしております。これは法人福成ほか4団体がプランを見直しまして事業を中止をしたため、減額をするものでございます。

農地費につきましては、組み替えを行っております。

10目の地籍調査費でございます。これも賃金、需用費、役務費と、13の委託料を組み替えをしておるものでございます。

22ページに移ります。土木費の道路新設改良費でございます。15節の工事請負費でございますが、入蔵線改良工事307万6,000円の減額をしております。これは事業採択額にあわせ減額をしたものでございます。19節の負担金、補助及び交付金ということで、県道改良事業負担金が867万円の減となっております。これは県道関係で予定をしておりました2地区、御内谷と掛相になりますが、きめ細やかな交付金事業への対応となったため、負担金が発生をして

おりませんので、その分が落ちたということでございます。22の補償、補てん及び賠償金でございます。入蔵線NTT、CATV移転補償費100万円、天萬寺内線NTT移転補償費52万5,000円、それぞれNTT柱の移転が必要になったものでございます。

下段になります。8目の消防費、1目非常備消防費でございます。備品修繕費として51万7,000円を上げておりますが、これは各分団のバッテリーやタイヤ交換をするものでございます。

23ページに移ります。同じく消防費の消防施設費でございます。施設修繕料として29万7,000円上げております。これは浅井の防火水槽のフェンス修繕を予定するものでございます。

24ページ、9款の教育費になります。学校管理費でございますが、14節の使用料及び賃借料でございます。電算機器借り上げ料ということで144万1,000円の減額になっておりますけども、これはコンピューターの請負差額による減ということでございます。

同じく中学校費の学校管理費でございます。ここも14節で電算機器借り上げ料191万円を減額しておりますが、これも導入の請負差額による減ということでございます。

26ページに移ります。3目の文化財保護費でございます。需用費、光熱水費で33万6,000円を上げておりますが、これは板祐生館の電気代でございます。ことしは猛暑ということで電気代が多くかかったというものでございます。

続きまして、8ページの方に移ります。歳入でございます。これは歳出に伴う財源が主なものでございます。14款の国庫支出金、民生費国庫負担金、障がい者福祉費負担金で支援法介護給付費国庫負担金1,529万3,000円でございますが、これは支出の方で御説明しました民生費の障がい者福祉費3,882万6,000円増額をしております、その財源ということでございます。

その下段に民生費国庫補助金というのが出てまいります。これも先ほど申したものの概要でございます。障がい者福祉費補助金ということで80万3,000円計上しております。それから、その下段に社会福祉費補助金というのがございますが、303万2,000円を上げております。これは支出の方でも説明をいたしましたが、福祉事務所設置準備に対するものでございます。名前がちょっと、セーフティネット云々でございますけど、そういった補助金でございます。

それから、3目の土木費国庫補助金でございます。地域活力基盤創造交付金260万円の減額としております。これは町道入蔵線の改良事業の減によるものでございます。

下段になります。民生費の県負担金ということでございますが、障がい者福祉費負担金でございます。これも国庫負担金に同じ理由でございます。764万6,000円を上げております。

9ページに移ります。国保基盤安定負担金153万2,000円を上げておりますが、これも

変更申請によりまして増額となったものを見込むものでございます。

県支出金でございます。総務費県補助金ということで100万予定をしておりますが、これは実績増によるもので、住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金100万円を見ておりますが、これは実績増によるものでございます。

その下になりますけども、民生費の県補助金ということで、障がい者福祉費補助金でございますが、新しく地域生活体験事業補助金というのが事業として上がっております。その補助金ということで上げております。

3目の衛生費県補助金でございます。これが子宮頸がんワクチン接種緊急促進臨時特例交付金ということで180万の2分の1、90万を計上したものでございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金2,634万4,000円を計上したものでございます。

諸収入、雑入ということで南部広域シルバー人材センター伯耆町受入金並びに平成21年度南部箕蚊屋広域連合負担金精算戻金、長寿社会づくりソフト事業費交付金、合わせまして1,284万2,000円を計上しております。

下段になります。町債です。土木債ということで、地方道路等整備事業債（特定分）890万円を減額をしておりますが、これは県道改良負担金の減額によるものでございます。

続きまして、5ページの方に移ります。地方債の補正ということでございます。変更を1つお願いをしております。起債の目的の部分でございますが、地方道路等整備事業（地方特定道路整備事業分）といたしまして、限度額を1,220万円から限度額を330万円に、890万円減額をするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては変わりはありません。

次は、28ページに移ります。28ページ、給与費明細ということでつけております。特別職の関係でございますが、ボーナス引き上げ等々がございまして、合計で101万9,000円の減額をしております。

29ページに移ります。一般職の関係でございます。ここでは職員が2人退職をしております。それと、ボーナスの引き下げや引き上げ、それから給与の引き下げ等で、2,335万9,000円減額をしております。

続きまして、31ページに移ります。地方債の現在高の見込みに関する調書ということでつけておりますが、一番下に合計をしております。前年度末現在高ということで期首が90億7,246万円、これが起債見込みが4億9,320万円、償還が9億9,985万5,000円、期末、年度末ですね、これが85億6,580万5,000円。通しますと5億665万5,000円減少する予定でおります。

以上で、平成22年度南部町の一般会計補正予算（第4号）についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は2時20分であります。

午後2時06分休憩

午後2時22分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。議案第96号について御説明を申し上げます。

議案第96号

平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,794千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,301,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月10日

南部町長 坂本 昭文

平成22年12月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

それでは、事項別明細の方で御説明を申し上げます。5ページをお開きください。歳出でございます。2款保険給付費、2目退職被保険者等療養給付費1,866万5,000円を補正し、1億1,275万2,000円とするものでございます。この退職被保険者の療養給付費につきましては、9月にも増額補正をお願いしたところでございますけれども、今年度3月から8月の支給実績の増により再度増額補正を行うものでございます。

3目一般被保険者療養費69万8,000円を増額をいたします。内容につきましては、一般

被保険者の補装具等の療養費払いで、実績により伸びを見込んだものでございます。

続いて、高額療養費でございます。2目退職被保険者等高額療養費454万8,000円を計上いたしております。これは退職被保険者の入院件数の増により、高額療養費も増加したものでございます。

次に、出産育児一時金でございますが、84万円を計上いたしました。10月末で5件の給付を行っておりますが、今後2件分の増を見込んだものでございます。

7款保健事業費につきましては、人件費のために説明を省略をいたします。

次、6ページ、次のページでございます。8款の諸支出金の償還金でございますが、2,438万5,000円を増額をいたします。これは21年度の負担金の確定によるものでございまして、療養給付費等負担金と出産育児一時金の補助金の返還でございます。

4ページの方にお返りください。歳入でございます。療養給付費等交付金でございますが、3,777万円を増額し、1億2,836万7,000円といたすものでございます。これは退職被保険者療養給付費等交付金と一般の療養給付費等の交付金、過年度精算分でございます。

それから、一般会計からの繰り入れでございますが、285万7,000円を予定をいたしました。これは出産育児一時金と基盤安定の2つの繰入金でございます。

以上、御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長です。議案第97号について説明をいたします。

議案第97号

平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

平成22年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月10日

南部町長 坂本 昭文

平成22年12月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

事項別明細で説明をいたしますので、5ページの方をごらんください。歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が10万5,000円。内容は、人件費になりますので省略をいたします。

2目維持管理費、補正額が180万円。内容は、需用費の施設修繕料になります。これは180号の舗装を補修工事に伴いますマンホールのかさ上げ工事、12カ所の費用となります。

返っていただきまして歳入ですけれども、歳入は3款繰入金、一般会計の繰入金です。補正額が59万円。

それから、4款の繰越金、前年度繰越金ですけれども、補正額が131万5,000円でございます。

給与明細については6ページから7ページに記載しておりますので、ごらんになってください。以上、御審議をよろしく願いいたします。

続きまして、議案第98号の公共下水道の補正について説明をさせていただきます。

議案第98号

平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月10日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成22年12月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

事項別明細で説明をさせていただきます。4ページをごらんください。歳出の方から説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が10万5,000円、

これは給与改定に伴うものですので、説明を省略いたします。

それで、歳入の方ですけれども、3款の繰入金、一般会計からの繰入金を充てる予定にしております。給与の明細につきましては、5ページから6ページのとおりでございますので、以上につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。議案第99号について御説明を申し上げます。

議案第99号

平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成22年度南部町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月10日

南部町長 坂本 昭文

平成22年12月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

事項別明細で御説明を申し上げます。4ページをお開きください。歳出でございます。広域連合分賦金を16万6,000円増額補正し、1億1,392万1,000円といたします。これは保険基盤安定の額が確定したための補正でございます。

同額を上を書いておりますように、歳入として一般会計から繰り入れるものでございます。以上、御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長です。議案100号について説明をさせていただきます。議案第100号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、平成22年度南部町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

による。

収益的収入及び支出。第2条、平成22年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予算額1億8,391万7,000円。補正予算額1,111万9,000円。合計1億9,503万6,000円。

支出、第1款水道事業費用。既決予算額1億8,391万7,000円。補正予算額1,111万9,000円。合計1億9,503万6,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,292万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。）

収入、第1款資本的収入。既決額が1億6,281万3,000円。補正額が4,000万円の減。合計が1億2,281万3,000円。

支出、第1款資本的支出。既決額が2億4,573万9,000円。補正額が4,000万円の減。合計が2億573万9,000円。

ページをはぐっていただきまして、継続費、第4条、予算第5条に定めた継続費の予定額を次のとおり補正する。

款は資本的支出。項が建設改良費。事業名、上水道拡張工事（田住配水池増設）でございます。補正前の総額が1億7,300万円。年度割ですけれども、21年度が4,300万、22年度が1億3,000万としておりましたのを変更後で総額は変わりませんが、年度割の方が21年度は変わらず4,300万、22年度を9,000万円、23年度に4,000万円と変更するものでございます。

次に、企業債。第5条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的です。上水道拡張工事。補正前の限度額が1億730万円。補正後が7,980万円に減額になっております。

一時借入金。第6条、予算第7条中「1億4,871万円」を「1億871万円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第7条、予算第9条中「1,543万6,000円」を「1,528万4,000円」に改める。

次のページになります。他会計からの補助金。第8条、予算第10条中「1,858万5,000円」を「2,616万2,000円」に改める。

給与費の明細は、9ページから10ページのとおりですので、ごらんになっていただきたいと思います。

思います。

事項別明細で内容の方を説明させていただきますので、20ページの方をごらんになってください。収益的収入及び支出のうちの支出の方の説明をさせていただきます。水道事業費用、第1項が営業費用、1目原水及び浄水費、既決予定額が131万9,000円。内容は、上水道施設の修繕ということになっております。それから、3目受託工事費、補正予定額が701万2,000円。内容は、県道改良等に伴います水道管の移転工事になります。それから、4目総係費、総係費は委託料、管路データのシステム化をします委託料294万円のほかに、人件費関係の補正がございます。

戻っていただきまして、収入の方ですけども、先ほどの補正額に対しまして、3目の方で受託工事収益ということで補正予定額を354万2,000円上げております。これは県からの工事補償費の内容でございます。

それから、営業外収益です。3他会計補助金ということで補正額757万7,000円。これは一般会計からの補助金になります。

22ページに飛んでいただきまして、資本的収入及び支出の中の支出について説明をさせていただきます。資本的支出の項、建設改良費、1目上水道拡張工事、補正予定額が4,000万円の減でございます。これは内容は、田住配水池増設工事の継続費のところの説明をいたしましたけども、年度割が変更になったための減額ということでございます。

1ページ戻っていただきまして、収入の方ですけども、1項で企業債、1目企業債、補正金額が2,750万円の減。

それから、2項出資金、3目の基金、補正予定額が1,250万円の減。これは両方とも先ほど申しました田住配水池の減に伴うものでございます。

以上、御審議をよろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） それでは、議案第101号について御説明をさせていただきます。この補正は、院内保育園の設置に係るものでございます。

まず、1ページ、議案第101号、平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成22年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4,124万4,000円は、過

年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。)

収入からでございます。第1款資本的収入1億9,490万8,000円、補正予算額543万1,000円。計2億33万9,000円でございます。

支出。第1款資本的支出2億2,658万3,000円、補正予算額1,500万円。計2億4,158万3,000円となっております。

7ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)の見積書になってございます。先ほどの収入の部の補正額でございますけども、543万1,000円、これは地域医療再生基金事業補助金を申請するものでございます。そうしまして、収入合計が2億33万9,000円となるわけでございます。

第1款資本的支出でございますけども、院内保育所の事業整備費として1,500万円を要するというもので、補正額が1,500万円ございまして、計が2億4,158万3,000円というふうになります。

それと、5ページの22年度予定貸借対照表をごらんいただきたいと思います。資産の部でございますけども、これは減価償却等によりまして数字が動いておりますけども、固定資産の合計は46億3,261万円ということでございます。

おめくりいただきたいと思います。負債の部、これが8,929万3,000円。

それから、資本金が47億5,182万8,000円。それから、剰余金のところをごらんいただきたいと思いますが、合計では2億851万1,000円が△になってるわけでございますけども、真ん中のあたりの当年度純利益、これが△4,905万5,000円となっております。直近の3カ月間の実績をはじいて推計をいたしますと、これぐらいではなかろうかと。前年度は88.5%の病床稼働率でございましたけども、9月末までで申しますと94%強になってございます。ただ、多少単価が下がっておりまして、今、内部的には単価アップをその事業をまろもろ計画しているところで、大体、今年度の推計値がこれより悪くなることはないというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長(足立 喜義君) 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑に当たっては議事の進行上、日程の順に従い、また、ページ及び項目を明示されるよう望みます。議員各位に議長からお願いをいたします。質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。また、所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いをいたします。

議案第 8 6 号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑はありませんか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これ、いわゆる人勤に基づいてやるということですが、これについて、一体、金額的にはどれだけ削減というんですか、金額というものは出しておられたらそれをお聞きするんですが。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 影響額ということでよろしいでしょうか。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい。

○総務課長（森岡 重信君） まず、0. 1%の引き下げの部分でございますが、6 8 人ほど影響がございます。合計で4 0 万円、これは年でございます。それから、1. 5%引き下げの部分でございますと2 人がございまして2 0 万円、これも年でございます。合計で6 0 万円、年で影響が出るというふうに見込んでおります。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 8 7 号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑ありませんか。

1 2 番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 済みません。1 5 ページをお願いいたします。この第 2 項なんですけど、旧の方では町長は集会施設等の目的とする利用、公的な利用、その他特別な理由があると認めるときには使用料の減額または免除というふうにあります。新の方では主語が指定管理者になっています。つまり、指定管理者が必要と認めなければ料金は徴収できるわけですね。条例の 2 3 ページですね、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、利用料金を減額し、つまり、指定管理者が必要はないというぐあいに判断すれば料金を今度は取れるわけですね。そういう解釈で間違いありませんか。前は、町長が認めると減額できると。この新しい条例では、指定管理者が認めなければ料金を徴収することができるというふうに解釈できますけど、そういうぐあいに解釈をされてもいいわけですね。（発言する者あり）いや、いや、そうか、私、総務か。これは総務の所管か。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 答える。（発言する者あり）

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。2 3 ページの記述についての御質

問でございますが、利用料金、第6条のところに、6条の2でございますが、ただいま御質問のこの結論が書いてあると思います。2、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を得てという1項がございますので、やはりこのあたりは協議に基づくということ。そして、町長の承認を得てということがただいまの御質問のお答えになるのではないかと思います。以上です。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 委員会の方で詳しく聞きますけど、旧の方では、町長が認めれば料金を減額することができるというぐあいになってます。新の方では、指定管理者が特に必要であると認めるとき。ですから、使用していただいて、特に必要がないと指定管理者が判断すれば料金を徴収することができるんじゃないですか。別に町長に、減額するときには町長の承認を得なければならないんですけど、減額しなくてもいいと判断したときには別に町長の承認は要らないわけですから、例えば秦伊知郎が公のもので使って旧来でしたら町長が判断すれば減額になると、免除になると。次は、指定管理者がそういうことはだめだよと言え、お金を取れるというぐあいに解釈できはしませんか。どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君に申し上げておきますが、こちらが指名してから、手を挙げていただいて指名してから言ってもらわないと、議事録作成上、非常に困難を生じますので。（発言する者あり）

休憩します。

午後2時53分休憩

午後2時55分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。ここの指定管理者云々と書いてございますが、これは秦議員おっしゃるとおりの解釈になると思います。ただ、免除団体等を定めまして、この団体の使うのは免除というようなことを考えていかなければならないのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第88号、南部町公民館条例の一部改正について質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。これは今まで教育委員会が管理して直営だった分を、これを指定管理にすることなんですけども。どうなんでしょうか、この施設、公民館というのは社会教育の大きなやっぱり施設の一環だと思うんですけども、そうすればこれを指定管理にしたことによって影響が出ると思うんですけども、そこら辺については大丈夫だとか何とか、そういうあれがあるんでしょうかということをお聞きするんです。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。公民館の指定管理につきましては、建物の維持管理関係をお願いするだけでありまして、公民館の事業につきましては従来どおり教育委員会なりが担当していくものでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第89号、南部町立図書館条例の一部改正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第90号、南部町特別会計条例の一部改正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について。9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、90号だったかいな。

○議長（足立 喜義君） 91号。

○議員（9番 細田 元教君） これね、はい、はい、はい、はい。1点だけお聞きしたいと思いますが、この中で新と旧で、旧では6月を基準って書いてあるでしょ。今度は、新では7月になってんだな。この差っていうのは、6月と7月のなぜこうなって、その影響っていうのはあるかどうかだけ。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。これまで有効期間を6月末としておりましたが、これを7月末としたことにより、その対象とする所得を前年度の所得を見ていたものを前々年度で見るというものでございます。意味がちょっとわからない……。6月末までは

前々年度の所得で見ていたものを7月まで前々年度の所得で見るというものでございます。

○議長（足立 喜義君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第92号、南部町福祉医療費助成条例の一部改正について。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この条例は県がそういう条例、いろんな条例つくって、要は福祉の関係を充実した関係で、南部町単独でやっとなったのがよになったということだと思います。これは政策的なことになるとは思いますけど、これにかわる助成を何か考えておられるかどうかだけお聞きしたいと。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。現在ちょっと、検討をするちょっと前段といたしまして、例えばひとり親家庭の方で親御さんが入院なさった場合に、その方に対して非課税世帯の方ですけれども、その一部負担部分について配慮ができればよいのかなというふうに考えているところです。以上です。

○議員（9番 細田 元教君） 頑張ってください。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第93号、南部町福祉事務所設置条例の制定について質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。実は今、この条例に関連することが一般会計の方の補正で出ておったんですけれども、多分、恐らく国や県から支援というもんがあると思うんですけれども、最終的にこれを設置した場合に町が持ち出す金額というのが概算がわかれば教えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） （発言する者あり）健康福祉課長でございます。この保護費でございますけれども現金給付を行うということで、その経費は国が4分の3、町が4分の1負担をするものでございます。これにつきまして、その4分の1が問題なんでございますけれども、その4分の1につきましては特別交付税の方で措置をされるということに決まっておりますので、町の持ち出し部分はないというふうに考えております。

しかし、身近なところで保護が決定になったということで、保護の対象の方というのが若干ふ

えるのではないかなというふうにちょっと考えておりますが、その部分もきちんと監査も受けながらやっていきますので、町の持ち出し部分はないというふうに現在のところは言えると思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ほかのことを答えていただきましてありがとうございます。実は、保護に対する手当のことだなくて、言うのはいわゆる立ち上げされますが、これから。いろんなOA機器からそういうもんが要ると思うんですけども、そういう中で国か県から来る補助ですね、それに対する100%ならいいですけど、パーセントが何ほか、100%だないと思うんですけど、100%ならいいですよ、だけど100%だなかったら、どれぐらいの持ち出しが予定されるのかということがわかったらということを知りたいんですけど、どうでしょう。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。ちょっと答弁の方が若干違っていたようで、申しわけございません。今回の補正予算の方に出ささせていただいておりますけれども、おおむね2分の1の補助ということで立ち上げ時には補助がございますが、これにつきましては立ち上げ準備ということで一般財源を充てておりますけれども、特別交付税の方で若干、スタートした時点から人件費等を含めて若干ゆとりのあるような特別交付税が交付になる予定になっておりますので、当分の間、実質的な持ち出し部分というものはないというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第95号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かございます。よろしく申し上げます。

まず、議案書の12ページ、その中の広報費で上がってるんですけども、ふるさとだよりだとか、あるいは説明書で見ますと県外者のか出されて……（発言する者あり）いや、予算書では12ページでいいですよ。内容が説明はこうあったんだけどもということで、その中で聞くんですけども、直接郵送というののが載っておりますけども、以前はたしかメールか何かでやるといようなことも聞いたんですが、やっぱりこれ郵便でしょうかということ。しかも、郵送者

というのが人数がどれぐらいあるのかということ、これをお聞きします。

それから、同じ12ページで財産管理費、備品購入費、先ほどありましたパソコンだったのですが、説明では総台数が60台あるということで、ことしはその10台を更新するという事なんですけども、これはあとの50台はどうされる、恐らく寿命があると思いますので、どういう計画を持っておられるのかということをお聞きします。

それから、次、13ページの両長田ふれあい会館のCATVの加入が3万2,000円となっておりますね。以前、まだ未加入の人が、いわゆる今度地デジになるんで、それについては補助はどうかということ、雑賀議員が質問したんですけども、それは中海に加入することですかということだったんですけども、これ3万2,000円でここができるということは、この値段で一般世帯も入れるようにすべきだと思うんですが、そこはどうか。今はどうかということ。

それから、次、同じく13ページのさくら基金で、寄附者の謝礼として50万上がっておりますね、100人分。それで、特産品と書いてありますけども、特産品としてはどういうものが、その特産品で謝礼として出されているんだろうかということをお聞きします。

それから、15ページ、選挙費なんですけども、県議選で先ほど総務課長からあったんですけども、改定が前提でということだったんですけども、15万円が職員手当の減額になってるんですけど、これは具体的にどういうぐあいに変わるのか。時間的なものか、あるいは人数を減らしてもいいものかということ。このことをお聞きします。

それから、19ページの農業費で、農業総務費の中で、繰出金で福成の下水道のホールの調整のために12カ所ありますね。補助は59万なんですけども、これはどうなんでしょうか、前にあった分が残っておったので足りるのか。私は、やっぱり県道のあれですから、全額補償すべきだと思うんですが、その点はどうなってるんでしょうかということをお聞きします。

それから、20ページの農業費で、農業振興費の中で、一つチャレンジプランが大きな減額になっておりますね。それで、これも中止のあったということなんですけども、これが見通しがなくて中止されたのかどうかということが理由ですけど、聞いておられたらお聞きしたいんですが。

それから、20ページ、地籍調査費の中で山林境界が非常に荒れているということで、高齢者、それから不在地主で荒れているというもので、それで伐開をしなければなかなか境界が新たにならないということなんですけど、この伐開する場合は地主負担でしょうか、それとも公費負担でやられるのか、このこともお聞きします。

それから、22ページの消防費、非常備消防費の個人の受信機が上がってますね。これは毎回上がるんですけども、恐らくメーカーが1点だなくて何点かあると思うんですけども、一番最初にシステムやったところのほかの、例えば安いからといってほかのメーカーにかえることができるのかできないのか、それをお聞きします。

それから、同じく消防費の中で、需用費、施設改善費の中で防火水槽のフェンスということがありますね。これはあれですか、一部補助なんでしょうか、それとも全額町費でフェンスをつくられるのかということ。全額の方が私は結構いいと思うんですけど、どうなのかということ。

それから、最後になりますけど、予算書の最後になります29ページの中で、給与費の明細で職員が2名減になっております。それで、給与費とか共済費、それで合計が減ってますけども、備考のところまで退職組合として金額が、これがふえてるんですけど、これどういうぐあいにするのかと、ちょっとようわからんでね、これちょっと説明してください。多分、合ってると思うんですけど、私が必要額がわかりませんので教えてください。以上です。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、広報費の郵送料の補正でありますけども、お尋ねの年間に直接郵送する人数ですが、今手元に資料を持っておりません。ただ、郵便より安いメール便にいたしております。

それから、パソコンでございますけども、今回の補正で10台購入を予定しておるところでございますが、現在庁舎内で各所で使っておりますパソコンにつきましては、古いものが多くございまして、ふぐあいが続出して直しながら使っておるのが実態でありまして、先ほど説明もありましたが、壊れたときにとりあえずかわりにこれを使っておいてくださいという予備機も既に底をついておりますので、今回新しいもの10台購入しまして、現在職員が使用しておりますので古いものについてはそれに更新して、まだ使えそうなものについて予備機として使用していくと。パソコンの更新については、やはり一度にはなかなか無理でございますので、年次的に更新をしていくという基本的な考えでございます。

それから、CATVの加入料でございますけども、現在3万1,500円で加入をしていただいております。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長です。19ページの農業費の繰出金についての御質問に答弁したいと思います。まずこれ、この物件なんですけども、専用物件でして県の方から普通の工事のように補償金というのはありません。したがって、まず当該予算内の前年度繰

越金を充てまして、それで不足する部分を一般会計の方から補てんしてもらおうということにしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。資料の方の54ページで、チャレンジプランの説明をいたしたいと思います。このチャレンジプランは、各法人なり、農家の方が5年間の計画を立てられます。その年度によって、どこでどういう機械を買っていくかというプランを立てられるわけですが、ここに書いてありますまず中ほどにあります農事組合法人、寺内農場さんですけども、トラクターは既に導入済みですけども、レーベラにつきましては次年度に購入を延ばされたということでございます。それから、農事組合法人のネギ掘り取り機ですけども、これは購入を予定しておりましたけども、泥場だということではなかなかその機械がいいものがないということで、これは中止をするという話を聞いております。

それから、次の給食供給連絡協議会の配送車ですけども、これはここに書いておりますけど、学校給食地産地消支援事業というのでこれは購入をしております。

それから、次の山田谷中央営農組合ですけども、ちょっとこれにつきましては全くやめられたのか、来年に延ばされたのかというのは、ちょっとこの下に赤井さんですけども、この2つについてちょっと確認をしておりますので申しわけありませんが、以上です。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。地籍調査に関しての境界伐開費は、個人の負担になるのかという御質問だったと思いますけれども、現地の方は公図に基づきましておおむねの伐開は森林組合とか、そういう業者さんの方で見通しをあけてもらって、それから関係者の人に出かけてもらってくい打ちをしていくと、くいを打っていくということですので、個人さんの費用であったり、個人さんで伐開をするというようなことはありません。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 10ページのふるさと便のどげなもんがああかということでございますが、これはまたこういうものがございますので、皆さんの方にお届けしたいと思います。手づくりジャム、それからクッキー加工品セットというのがございますし、緑水園の方がふるさとセット、山菜の漬物とか干しシイタケなどを詰め合わせたセットでございます。それから、これは季節がありますけども、イチジク、二十世紀梨、それから新米です。はで干し米、それから、新みそほか、ふるさとセットというのがございますし、富有柿、野の花の方でもふるさとセット、野の花の製品ですね、その詰め合わせ。それから、牡丹鍋セット、あたご梨、もちの詰め合わせ

と板祐生のカレンダーというようなものがございます。

それから、選挙の関係でございますけども、執行経費の基準が変わったというふうに認識しております。全体的に縮小かかるといことです。

それから、消防費のフェンスでございますが、これは全額町の方の費用で直すというふうにしております。

それから、29ページの関係の退手組合の方ですけども、これはことしの話ではございません。前年度退職された方の負担金ということになりますので、それを21年度にやめられた方の退職手当の負担金を22年で払っていくということになりますので、直接ことは関係ない話。ふえたのは、やはり多くやめられたというようなことでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。防災無線についてのお尋ねでございました。防災無線につきましては、今のシステムでは現行のものを利用するしか方法はございませんで、システムを抜本的に改善して全部をその新しいシステムにして、戸別に受信機も取りかえるということしか方法がないというふうに聞いております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきました。1つだけ確認です。CATVの加入は、3万1,500円で加入ができるというぐあいに理解してよろしいわけですね。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） そのように南さいはくの方ではしておりますので、3万1,500円というふうに……（発言する者あり）はい、はい、はい。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑……。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 何点かお聞きいたします。緑の説明資料の方でよろしくお願いたします。

まず、26ページです。健康福祉課の生活保護のシステムの導入ということがありますが、これのどういう形態なのか具体的なものがわかればお聞きしたいと思います。（発言する者あり）総務か、健康福祉課、うそでしょ、健康福祉課だけでしょ。あんまり後ろから言わんやに、間違えんように。

それから、33ページ、箕蚊屋連合には負担金として出しておられますけども、派遣職員の人数がわかればお聞きしたいと思います。

それと、36ページ、これも健康福祉課ですが、ひとり親家庭の概算で8万7,000円の増額補正ということでございますけども、これ人数がわかりませんので、ちょっとこれも人数をお聞きしたいと思います。

それと、45ページ、子宮頸がんワクチンの接種なんですけども、助成額が1人当たり1万2,000円の3回で、3万6,000円ということで180万円の補正が組んでありますけども、これの医療機関での接種費用は幾らなのかということをお聞きしたいと思います。それで、これがわかれば自動的に個人負担がわかってくるのではないかというぐあいに思いますし、今後また後で聞きたいと思っておりますけど、それでよろしくお願いたします。

それと、66ページのコミュニティスクール先進校への視察研修で、当初は町のバスを利用するというようになっておりますが、当初予定していた町バスが使用できなくなったということでございます。何か理由があったと思っておりますけど、この辺の理由がわかればお聞きしたいと思います。

それと、続いて67ページですけども、教育委員会事務局2名の病欠休暇の方が発生したそのために、事務補完のために臨時職員を雇用するというところでございますが、2名の病欠で1名今現在の雇用ということでございますが、あとの1名についてはどのような対応をされるのかお聞きしたいと思います。

それと、71ページ、会見小学校の学校図書館司書が不在の期間が生じるために、臨時の雇用をされるということでございますが、これは会見小学校、西伯小学校、南部中学校、法勝寺中学校、見てみますと全部なっておりますけども、この理由はなぜなのかということをお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 26ページの福祉事務所設置準備事業についてのこのシステムの形態というのがちょっと意味がわかりませんが、生活保護の世帯の方へお支払いする生活費等を含めました全般的な機械とシステムを入れるというものでございます。

それから、36ページのひとり親家庭の医療費助成でございますけれども、これは人数ではなくて実績見込み、医療費が増額したというか、請求のあった方がふえたということにより、実績により増額補正をお願いするものでございます。

それから、45ページの子宮頸がんワクチンでございますけれども、医療機関の単価は、1万8,000円から1万5,000円と、それぞれの医療機関で異なっているというものでございます。これの基本的な考え方は、薬剤料について支援をするということで、診察料とワクチンの

撮取料、手技料ですね、そのものについては御本人で負担をいただきたいというものでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。町有バスの利用ができなくなったための組みかえということですが、その理由はということですが、町有バス3台につきまして2台分を廃車をしておりますので、そのためでございます。

それから、2名の病欠に対して1名の臨時職員ということですが、事務文書等のやりくりをしながら1名の補充で何とか今年度末までやっていこうという考え方になります。

それから、小中学校の図書司書の関係になりますけれども、町の臨時職員等の条例がございまして、非常勤職員の場合に2回更新までですという規定がありますので、なかなか司書の資格を持った人というのがいらっしゃいませんので、続けて何とかお願いできたらということで1カ月間の間をあけてもらうものでございます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 連合への派遣でございます。5名を派遣しております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと今1つ落としまして申し訳ないです。68ページですね。会見小学校の下水道使用料の件でございます。これも表で下水道の使用量が非常に変動が大きいということでございますけれども、この状況と、それと、下水道使用料不足、給食センターも含んでいるため使用量の変動が大きく算定が難しいと。この変動が非常に大きいのがありまして、平成20年度の4月分と平成21年度の4月分を比べますと、平成20年度の4月分は616トン、21年度は1,297トン、約倍ですね。それから、また22年になると308トン、非常に減っております。ちょっと、何か非常な理由があればわかるんですが、これ余りにも変動が大き過ぎてちょっとわかりにくいということと。これ給食センターは4月からでしたか、給食の関係を委託に出しておりますが、これはちょっとお聞きしますけれども、下水道使用料は委託には入っているでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。最初に給食センターにつきまして、下水道使用料については委託の中に入れておりません。

この4月分の大きな差になりますけれども、21年度につきましては漏水が発生してござい

て、このような大きな水量になっております。漏水分につきまして、公共の場合には減免規定等
はございませんので、このような増額をお願いするものです。

○議長（足立 喜義君） 次に進みます。議案第96号、平成22年度南部町国民健康保険事業特
別会計補正予算（第3号）。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この中で退職者の給付費が、医療給付費ですね、療養給付費が1,
800万と高額療養費が450万、実績が増と入院がふえたということですが、わかりますかね、
退職者医療保険で僕らの年代です。ちょうどリタイアされたときですが、その対応ですね、一番
やっぱり病気しやすいんです。また、死ぬる確率も高いし、死ぬる確率だなかった、がんとか大
きな成人病ですね、ああいうのがこれの国保の実態見てもわかりますけども、ちょっと異常にも
大きいんです。国保会計等も大きいダメージを受ける可能性もあります。これらについて、恐ら
く担当課としては数字見て対応を立てておられると思いますけども、そういう対応を考えておら
れたら教えていただき……。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。平成20年度の退職者の決算が、
療養給付費が1,000万程度、それから、21年度が700万ぐらいということで、その年
によりまして若干波がございますけれども、今回本当にこちら心配をいたしておりますけれども、
難病の方とか悪性新生物、それから脳血管疾患の方がふえている状況です。事業所等の健診です
ね、退職されて国保に入られてからではちょっと遅いということで、事業所さんの方でも健診業
務については大変力を入れていただいておりますけれども、連携してそういう健康管理、健診の
受診率を上げるような連携した取り組みを現在行っているところでございます。

町といたしましても、なかなか事業所さんも特に男性の方の受診率が本当に低いような状況で
すので、町で行っておりますがん検診につきましても積極的に勧奨を行ったりしておりますけれ
ど、さらに強化をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議員（9番 細田 元教君） 終わります。

○議長（足立 喜義君） ありませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第97号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第4号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第98号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第99号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第100号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）。
5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 一般会計の補正予算のところで亀尾議員が質問されたのと同じようなことなんですけども、道路改良の関係で工事費が発生をしてその工事費用が700万円ほど、そして、補償費が350万円というのは、どういった仕組みになってるのかを御説明をいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 上下水道課長です。水道事業の補償につきましては、その資材の減耗というのを見まして、その分差し引いた額を補償していただく格好になりますので、大体半分ぐらいの補償ということになっております。以上です。

○議長（足立 喜義君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第101号、平成22年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 大変喜ばしいことなんですけども、規模が10人程度ということでしたね。現在そういう該当者は今何人ぐらいおられますか。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。10人というのは建物の大きさの最大が10名程度ということでございまして、ほかの病院等の実例を聞きましても当初は二、三人からスタートするのが望ましいと。そして、そこの病院の要求に応じて充実していくということだと言われてございまして、今の調べてる中では看護師の方を中心に調べていただいておりますけども、数は確定しておりませんが希望者は何人かいるという程度の状況でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） これは町内で働くところで女性が一番よく働く西伯病院、あと、ゆうらくとか女性が多い。また、隣の工業団地でも女性の方が夜勤しておられる、あるんですけども、それを拡大される気持ちがあるのか。

それと、もう1点……（発言する者あり）あ、そうか、ほんならそれを置いときまして、県の補助金が500何万でしたね。工事費が結構でしたね。（発言する者あり）1,500万。相違がありますでしょ。9月議会でしたね、たしか1,950万、一般会計からお出しさせていただきました。町が出して1億9,500万、それによってちょっと潤ったと思いますけども、それと同時に業績が去年は最悪でしたけど、ことはうまく回っていると認識しておりますが、そういう状態で恐らくゴーされたと思うんですけども、その辺の説明は確かにされましたね、縮小になったから。要はお金使っても大丈夫だろうということだと思いますけども、その辺のことだけでも一度教えていただきたい。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 今年度だというのは農協共済ですか、寄附金を1,000万ほどいただいております。そういうこともございまして今年度中にやろうと。やっぱり看護師不足でございますし、育児休業で休まれるよりは出てきてもいいよという方であれば、若い方が現場に来ていただけるということで非常に看護師確保という視点から、非常に重要な事業だと認識しております。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） お諮りいたします。本日の上程議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、14日の会議に議事を継続したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、14日の会議に議事を継続いたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週13日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さんでございました。

午後3時39分散会
